

札障第 5730 号
平成 30 年（2018 年）3 月 30 日

指定特定（障害児）相談支援事業 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
山本 真司
<公印省略>

計画相談支援等に係る取扱マニュアル（改訂版）の送付について

日頃から札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年度からの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正等に伴い、下記のとおり指定特定（障害児）相談支援事業者用マニュアルを改訂しましたので送付いたします。

記

1 送付書類

- (1) 「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について」
- (2) 新旧対照表

2 主な変更点

- (1) セルフプラン提出不可者に「自立生活援助利用者（申請者）」及び「居宅訪問型児童発達支援利用者（申請者）」を追加
- (2) モニタリング期間の変更

※ モニタリング期間については、厚生労働省の事務処理要領と異なる取扱いがありますので、必ずマニュアルで確認してください。

3 改訂後マニュアルによる取扱いについて

平成 30 年 4 月 1 日以降に区保健福祉課に支給申請のあった計画相談支援から適用します。ただし、4 月 1 日より前に提出済のサービス等利用計画案により既に支給決定されている計画相談支援等について、4 月 1 日以降の基準によりモニタリング期間の変更の希望する場合には、区保健福祉課にご相談ください。

4 モニタリング報告書について

モニタリング実施時のモニタリング報告書（様式3）の提出については、今年度については、前年度同様、区から報告を求められたときに提出するものとします。

今後は、モニタリングの検証等についても想定されるため、運営基準に沿ったモニタリングの実施結果の記録と保存をお願いいたします。

5 その他

今回送付した相談支援事業者用マニュアルについては、以下の札幌市公式ホームページの計画相談支援画面よりダウンロードが可能となっておりますので、事業所内でご活用ください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

【担当】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課 主査（個別支援）鈴木 亨

TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181

E-mail: syurou-soudan@city.sapporo.jp